

# 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制の導入

参考資料1

## 【現行の規制】

### 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

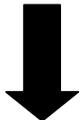
食品の成分に係る規格(残留基準)が定められているもの

241農薬、29動物用医薬品等に残留基準を設定



残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められていないもの



農薬等が残留していても基本的に流通の規制はない

(第11条第3項関係)

## 【ポジティブリスト制への移行後】……公布後3年以内に移行

### 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められているもの

ポジティブリスト制の施行までに、現行法第7条第1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた暫定的な基準を設定



登録等と同時の残留基準設定など、残留基準設定の促進



残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められていないもの

人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示



一定量を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

厚生労働大臣が指定する物質

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを告示(特定農薬等)



ポジティブリスト制の対象外